

団体利用の要件について

吉川市児童館ワンダーランド

令和5年5月8日

団体利用をご検討中の皆様へ

ご利用を検討されている児童館内施設（プラネタリウムなど）が希望する日に利用可能か否か、必ず事前に電話でご確認をお願いします。

(048-981-6811)

団体利用の要件

吉川市児童館ワンダーランドでは、次に掲げる要件にすべて合致し、その内容に同意いただける場合のみ、団体利用が可能です。

1. 児童の健全育成を目的とする団体であること。
(吉川市児童館条例第5条第1項第2号)
※団体について、人数の規定はございません。詳細は児童館へご相談ください。
2. 「吉川市児童館使用許可申請書(様式第3号)」を利用日の3ヶ月前から3日前までに提出し、使用許可を受けた団体。
(吉川市児童館条例施行規則第5条)
※当日に申請をいただいても、ご利用いただくことはできません。
※休館日(注1)および開館時間(注2)以外の利用はできません。
(注1)・毎週月曜日
・月曜日が祝日の場合はその翌日
・1月1日から3日まで及び12月28日から31日まで
(注2)・午前9時から午後5時まで
・夏季休業日(市内小中学校の夏休み期間中)は午前9時から午後6時まで
3. 新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じること。また、児童館の講じる感染防止対策に応じること。
 - ・発熱の症状がある方はご入館をご遠慮いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ・こまめな手洗いの実施を推奨しています。(消毒用エタノールをご用意し

ていますので、ご自由にご利用ください。)

4. 児童館利用当日に、下記の項目について記載のある利用者名簿を提出すること。(様式は任意)

- 団体名
- 団体の所在地
- 団体の代表者名
- 代表者の連絡先
- 利用者の氏名

ご利用当日、窓口での受付がスムーズになりますので、ご協力をお願いします。

プラネタリウム観覧料について

吉川市民は無料となります。

吉川市民以外については、1人1回(1投影)につき、200円の観覧料が必要となります。(吉川市児童館条例第7条第2項)

次の要件に該当する場合のみ、観覧料を免除することができます。

(吉川市児童館条例第8条第3号及び第4号)

免除の該当となる場合は、吉川市児童館プラネタリウム観覧料免除申請書(様式第6号)を児童館にご提出いただきます。(詳細は児童館へお問い合わせください。免除の該当とならない場合は、同免除申請書をご提出いただいても、観覧料は免除となりませんので、ご注意ください。)

- 教育課程に基づく学習活動として観覧する草加市、越谷市、八潮市、三郷市及び松伏町の小中学校の児童、生徒又はこれらの引率者
(具体例：該当する市町の小中学校において、理科の授業等で学習投影としてプラネタリウムを観覧する場合。)
- 草加市、越谷市、八潮市、三郷市及び松伏町の子ども会その他児童を主たる構成員とする青少年育成団体の活動の一環として観覧する児童
(具体例：該当する市町の子ども会、幼稚園、保育園等の活動の一環でプラネタリウムを観覧する場合。児童のみが免除の対象となり、引率者は免除の対象となりませんので、ご注意ください。)